

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol.173

2018.3・4

主な内容

- ◆ 平成30年度税制改正大綱
- ◆ 税務署からのお知らせ

平成30年度 税制改正大綱

中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。

デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5,000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の

株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して軽くないので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものとして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈

に係る贈与税又は相続税に適用されます。

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。

貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合は、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が通減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないこととなります。

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

消費税関係

■輸出品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されま

す。従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1,000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

■大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

パワハラは個人のせいだけじゃない

日刊工業産業研究所 所長 岡田 直樹

知人が勤める知的障害者施設で、管理者によるパワーハラスメントが原因で職員が続けざまに退職した。新聞広告で募集しても欠員を補充できず、施設は運営に支障をきたす事態に陥った。くだんの管理者は施設の運営主体である自治体の出身者で、10年以上にわたり箸の上げ下げまで施設運営を取り仕切ってきた。知人によれば、「管理者は自分の意に沿わない職員は立たせたまま2時間にわたり説教するなどし、職場に居づらい心理状態に追い込んでいった。自分の地位を脅かすと考えたのか、仕事ができる職員ほど狙われやすかった」という。ついに耐えかねた被害者らが声を上げ、パワハラは利用者の父兄に知られるところとなる。管理職は解任され、施設はようやく平穏を取り戻す。

厚生労働省によるパワハラの実義は「同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係など職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。叩く、殴る、蹴るなどの暴力行為は言うに及ばず、部下を同僚の前で叱責したり、営業職に倉庫の整理を命じたり、就業時間外に飲食を強要したりするケースもパワハラにあたる。パワハラが社員のうつ病や自殺の原因になれば、企業の信用力は低下し、採用や業績に悪影響を及ぼしかねない。政界内では労働安全衛生法を改正してパワハラを定義し、雇用管理上の責任を事業者に課するという動きもある。

海外との競争激化や生産年齢人口の減少などを背景に職場環境は様変わりした。多くの職場で人員が削減される一方で仕事量が増え、スピードも要求され、ミスに対する許容度も小さくなっている。加えて成果主義の導入で結果への評価は厳しくなるばかり。油切れを起こした機械のように、ただでさえ職場の人間関係がギスギス

しやすくなっているなかで、メールやLINEで情報をやり取りする機会が増え、ウェットな人間関係が構築しにくくなっている。管理職は「馬鹿野郎！」の一言がパワハラと受け取られやすく、`自称熱血指導`や`自称愛のムチ`は通用しない時代になったと心得て部下の指導に当たるべきだ。

パワハラは常に上司から部下へという上下関係のなかで起きるとは限らない。IT関連など技術革新が急速に進む職場では、部下が技術面で優位に立つケースも少なくない。技術格差を発端に上司が部下たちから見下され、「いじめ」のようなパワハラに発展してしまうこともある。生え抜きが多く仲間意識の強い職場では、新任の上司を排除しようと部下による集団的な「いじめ」が行われることさえある。

企業はどう対処すればよいか。「べからず」集を作成しパワハラ該当事例などを示して注意喚起しても、あまり実用的ではないというのが多くの専門家の見方である。パワハラは言い方や外見上の問題ではなく、人権侵害や差別に根差しているからである。「馬鹿野郎！」一つをとっても、上下の信頼関係や事柄の性質によってはパワハラに該当しない場合もある。建設現場で工具を落とした部下を上司が「馬鹿野郎！」と怒鳴りつけるのは、重大事故につながる「ヒヤリ・ハット」を防ぐためにむしろ必要なことだろう。

パワハラは個人のキャラクターの問題として片づけられやすいが、根源的には職場環境に原因がある。部下を温かく指導する上司がいる職場や、部下が上司に相談しやすい風通しのよい職場ではパワハラは起きない。まずはトップの号令のもと、就業規則に「パワハラは懲戒対象になる」と定め、苦情相談窓口を設置するなどパワハラが起こりにくい仕組みをつくる。その際、`仏作って魂入れず`にならないよう、繰

り返し研修を行うなどして、個人の行動レベルまで落とし込んでいけるかがカギになる。

パワハラ防止に「即効薬」はなく、日常の小さな言動や行為を通じて地道に努力を積みあげていくしかない。「感情的にならず冷静に部下を叱る」、「大勢の社員のいる前で部下に恥をかかせない」、「叱るだけでなく改善策をアドバイスする」、「軽微なミスは執拗に叱らず口頭注意にとどめる」、「夜間など勤務時間外に部下へメールを送る場合は「急用なので済みません」など詫びの一文を添える」、「個人的な興味で部下の

プライバシーに立ち入らない」。こうした上司の心得、みなさんの職場では、どれだけ実践できていますか。

【筆者紹介】

岡田 直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。デスク、論説委員、南東京支局長、論説委員長、企画調査部長などを経て、現在、日刊工業産業研究所長。埼玉県出身、58歳。

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに。

推進運動 実施中！



法人会

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

日野法人会会員サービス

<http://www.tohoren.or.jp/hinoより!!>

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!



今すぐ
クリック!

セミナー インターネット DVD でレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながら インターネットから見たいセミナーが予約できます。

インターネットで サンプル視聴 できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。

忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。

STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

新春講演会・税に関する絵はがきコンクール表彰式・ 新年賀詞交歓会



講演する法政大学萩谷教授



多数の会員、市民が聴講に

平成30年の年明けを祝って、新春講演会・税に関する絵はがきコンクール表彰式・新年賀詞交歓会が、1月9日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。

第1部の新春講演会では、法政大学法学部教授でジャーナリストの萩谷順氏を講師に招き、「どうなる日本！ゆれる政局・経済の動きを読む」と題し講演いただきました。

講演終了後、第2部の第8回税に関する絵はがきコンクールの表彰式を開催、入賞された小学生に賞状と記念品が岩田会長、砂塚女性部会長より贈られました。

引き続き別会場で行われた第3部新年賀詞交歓会には、来賓として舟久保準日野税務署長、井上正八王子都税事務所長、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長ほか関係官公庁、税理士会をはじめとする税務関係団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、約180名が出席しました。

新年の挨拶をする岩田会長



来賓、会員合わせて約180名が出席した新年賀詞交歓会



ご来賓の方々より挨拶が



舟久保日野税務署長



井上八王子都税事務所長



大坪日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長

第8回税に関する絵はがきコンクール表彰



日野法人会長賞を受賞した
稲城市立南山小学校1年
田辺翔也さん



受賞された子供たち

税金教室と第4回法人会長杯争奪日野市少年サッカー大会

共催 日野市サッカー連盟 後援 日野税務署／日野市教育委員会

12月24日日野市北川原グラウンドにて、税金教室と第4回法人会長杯争奪日野市少年サッカー大会表彰式が開催されました。この大会は11月下旬から約1か月間、連盟所属の小学5年生12チームによるトーナメント形式で試合が行われました。

当日の表彰式前には、約230名の子供たち全員参加による〇×税金クイズを実施しました。表彰式には馬場日野税務署副署長、大坪日野市長も来賓として出席いただきました。成績上位4チームと最優秀選手に岩田会長からそれぞれ賞状とトロフィーが贈られました。



〇×形式で税金クイズに挑戦



岩田会長から「このグラウンドも税金で作られています。今日は税金について学んでほしい」と挨拶



12チームのトーナメント形式で試合を



優勝した南平SCチーム

日野市長、多摩市長を講師にそれぞれ講演会



3月1日 富士電機能力開発センター
日野市の財政状況 過去・現在・未来
講師 日野市長 大坪冬彦氏



2月6日 多摩センターコリアホール
健幸都市を目指して 少子高齢化社会への挑戦
講師 多摩市長 阿部裕行氏

会員交流ボウリング大会 青年部会

青年部会では、2月13日会員相互の交流を目的とした、恒例の会員交流ボウリング大会が、永山コパウルを会場に開催されました。



日頃の運動不足を解消！

支部税務研修会

日野税務署大久保審理担当上席を講師に招き、ニュースになった税金の実例解説や民間給与の実態統計調査などを主なテーマに、支部税務研修会が開催されました。



日野地区第9～12支部合同 1月15日



稲城地区第1支部 2月15日



稲城地区第2支部 2月19日

補助金・助成金の利用、活用について 青年部会経営セミナー

青年部会では、1月30日坊ホールにて「補助金・助成金の利用、活用について」を主なテーマとして経営セミナーが開催されました。

講師に多摩信用金庫営業店支援部副部長 宇津木政弘氏（前日野支店長）を招き、中小企業の設備投資などをサポートする中小企業庁の支援策について解説いただきました。



様々な支援策について解説する宇津木副部長

確定申告会場へ花鉢を 女性部会

女性部会では、2月15日日野税務署の確定申告会場へ花鉢を寄贈しました。



砂塚部会長より舟久保署長へ

女性部会 日帰りバス見学研修会

女性部会では、1月30日会員相互の研修と交流を目的として、日帰りバス見学研修会が開催されました。

2016年4月から一般公開された迎賓館赤坂離宮の建物内部や主庭園にある国宝の噴水や花木などを散策、その後愛宕山のNHK放送博物館を見学、有意義な一日を過ごしました。



迎賓館玄関ホール前で

源泉部会でテーマ別研修会

源泉部会では、1月24日多摩信用金庫高幡不動支店を会場にテーマ別研修会が開催されました。

第1部 給与所得者の確定申告について

日野税務署法人課税第1部門

源泉所得税担当 佐々木上席調査官

第2部 女性の活用と雇用に関する助成金について

特定社会保険労務士 菅沼真奈美氏



平成30年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～
適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
1. 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 2. 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
1. 申込方法 インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 2. 受付期間 平成30年3月30日(金)9時～平成30年4月11日(水) [受信有効]
 3. 受験案内 平成30年2月1日(木)～平成30年4月11日(水)
交付期間 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 4. 受験案内 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
交付場所 (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇試験日
- 第1次試験 平成30年6月10日(日)
第2次試験 平成30年7月11日(水)～平成30年7月19日(木)のうち指定された日時
(注) 詳細については、お気軽に日野税務署総務課 佐藤(TEL:042-585-5661 内線202)までお尋ねください。

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>



手作り料理・自家製野菜の店 居酒屋



四季彩 里やま

〒191-0065 日野市旭が丘3-2-24 TEL 042-583-8948
<https://m.facebook.com/shikisai.satoyama>

●10周年記念イベント

お陰様で10周年を迎える事が出来ました。お客様に感謝の気持ちを込めて
3月31日まで法人会会員様に限りご飲食代から10%割引いたします。
先着順100名様に記念品も用意しております。お誘い合わせの上、お客様の
ご来店、スタッフ一同、心よりお待ちしております。

丸石産業(有)



〈日野地区 第12支部所属〉

戸建て・マンション

外壁塗装工事

防水・内装等リフォーム工事はすべてお任せ下さい！

見積無料です



創業60年

 梅津塗工株式会社

〒206-0025 多摩市永山 1-17-10-1F

梅津塗工株式会社 検索

Tel 042-375-2153 Fax 042-375-2169

〈多摩地区 第6支部所属〉

創業54年

塚田設備株式会社

給排水・衛生設備・上下水道工事・空調工事・土木工事

建設業許可番号 -003485号



本社 〒206-0822
東京都稲城市坂浜2220番地

神奈川支社 〒215-0033
神奈川県川崎市麻生区栗木 1-24-16

Tel 042-331-4740

Fax 042-331-1449

〈稲城地区 第3支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

3月23日(金) 10:00	決算法人説明会(対象3月決算法人)	パルテノン多摩第1会議室
13:30	決算法人説明会(対象3月決算法人)	パルテノン多摩第1会議室
28日(水) 16:30	女性部会 税務研修会	京王クラブ
4月 8日(日) 10:00	せいせき桜まつり出展	多摩市関戸 九頭龍公園内
12日(木) 14:00	第13回全国女性フォーラム山梨大会	アイメッセ山梨(甲府市)
16日(月) 14:00	新設法人説明会	日野税務署
18日(水) 14:00	決算法人説明会(対象4月決算法人)	日野税務署
5月16日(水) 14:00	決算法人説明会(対象5月決算法人)	日野税務署
17日(木) 16:00	女性部会 報告会・講演会	レストラン神谷
29日(火) 16:00	第8回通常総会	京王プラザホテル多摩

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第8回 通常総会のお知らせ

と き：5月29日(火) 午後4時
ところ：京王プラザホテル多摩

- ・議 事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件
- ・報告事項
 - (1) 平成30年度事業計画について
 - (2) 平成30年度収支予算について

※通常総会のご案内、総会議案書は、5月上旬にご送付いたします。

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。封入費用は、1回あたり1万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

法人会の法律相談 (東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談も可)

1時間まで無料 お気軽にどうぞ!!

○詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。 ☎ 042-593-9900

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

編/集/後/記

先ごろ、ある外国の有名なチョコレートメーカーが「日本は、義理チョコをやめよう」そんなタイトルの新聞広告が話題になりました。

「バレンタインデーは嫌いだ、という女性がある日が休日だと、内心ホットとする」なぜなら義理チョコの準備や誰にあげるか調整が大変なこと。「気を使う。お金も使う。でも自分から止めづらい」と指摘した。「義理チョコ、ムリしないで」と言ってあげてほしいとチョコレートメーカー側からの意外な提案。

また、一部では義理チョコのことを、「付度チョコ」と呼ぶ風潮さえある。

義理チョコを迷惑だと思う男性が3割以上、ホワイトデーに「お返しするのが面倒だと思うから」義理チョコを「正直迷惑」と感じる男性は31.3%もいるという。

女性たちに対して「義理チョコ、ムリしないで」というメッセージを送ることが、一番の解決策になるかもしれません。来年のこの時期は考えてみませんか。

広報副委員長 菊地 正

表紙 紹介

京王百草園 都内有数の梅の名所として、約8,000坪の園内には約500本の可憐な梅が咲き、毎年2月中旬から3月中旬まで恒例の「梅まつり」が開催されています。

●旧多摩聖蹟記念館の建設

なぜ、旧多摩聖蹟記念館はここに建てられたのでしょうか。

天皇が訪れた場所は「聖蹟」と呼ばれ、その行幸を記念して日本各地に記念碑が建てられています。

多摩市内でも1880年代（明治時代初期）、明治天皇が兎狩りと鮎漁で四回ほど連光寺を訪れました（現在でも、「明治天皇御野立所」が都立桜ヶ丘公園内に残されています）。



建設当初の多摩聖蹟記念館

そのような縁から1930（昭和5）年に田中光顕は多摩聖蹟記念館を建設することになりました。

田中は宮内大臣を務めたこともあり明治天皇の顕彰運動に尽力した人物です。多摩聖蹟記念館の他にも青山文庫（高知県佐川町）や常陽明治記念館（現幕末と明治の博物館・茨城県大洗町）を建設しています。



旧多摩聖蹟記念館

●館内の展示

明治天皇騎馬像 ホール中央に明治天皇騎馬像があります。作者の渡辺長男（1874～1952年）が田中光顕の依頼を受けて1930（昭和5）年に製作したものです。馬に乗った明治天皇は、1881（明治14）年の連光寺行幸をモデルに作られたといわれています。

喫茶サロンもございますので、お茶を飲みながら御覧いただいてはどうでしょうか？

常設展示 旧多摩聖蹟記念館では、田中光顕が収集した幕末・維新期の



明治天皇騎馬像（高さ3m25cm）

掛軸・書状などを中心に収蔵しています。武士・公家・画家などによる作品を収蔵しており、その中から選んだものを常設展示として公開しています。

※『志士の筆あと』（収蔵品解説書）、ポストカードなども販売しております。

ギャラリー 個展・展覧会など多目的にご利用いただける展示スペースがあります。静かな雰囲気の中で展示会をしてみませんか？

植物写真展示 主に多摩市内で見られる植物をその時々テーマで展示しています。毎月、展示が入れ替わるので四季の移り変わりを楽しめることでしょう。

〈資料提供 多摩市教育委員会〉



開館時間 午前10時～午後4時

入館料 無料

問合せ 旧多摩聖蹟記念館 ☎ 042-337-0900



公文菊傳作「坂本龍馬肖像」